

[事案 2020-67] 入院一時金支払請求

・令和3年2月16日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

鼻中隔湾曲症等により入院したため、令和元年5月に他社の医療保険から乗り換えにより契約した医療保険にもとづき入院一時金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時金を支払ってほしい。

- (1) 勧誘時、募集人に対し、鼻炎で薬を飲んでいることを伝え、告知書への記載が必要かどうかと尋ねたところ、鼻炎なので書かなくても良いと言われた。
- (2) 告知書作成時、募集人に対し、耳鼻科に通院して鼻炎の薬をもらっていることを伝えたところ、鼻炎や花粉症は病気ではないので告知不要と言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 勧誘時、募集人は申立人から、花粉症で薬を飲んでいるとは聞いたが、病院に通い、投薬を受けていることは聞いていない。
- (2) 告知書作成時、募集人が不告知教唆等をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方、募集人による不告知教唆は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、他社医療保険からの乗換えを前提として申込みがなされたため、新たに保険を募集するにあたっては慎重な対応が必要とされるが、募集人は、申立人から花粉症と聞いていながら、風邪と同じようなものだとして自分で判断して注意をしなかったなどと述べており、保険の乗換えを特に意識することなく手続を行っている。
- (2) 募集人は、告知書の質問事項に対して正しく告知するよう申立人に促すこと、正しく告知をしなかった場合には新規の契約が解除となることがあることを説明するなど、慎重な対応が必要であったと考える。